

倫理綱領

公益社団法人全国産業廃棄物連合会正会員協会に所属する会員（産業廃棄物処理業許可業者）は、産業廃棄物の適正処理を推進することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることが使命である

- 一 会員は、法令及び法令に基づく行政の指導事項を遵守し、環境保全のため社会的良識をもつて行動する
- 一 会員は、法令、実務に精通するよう研鑽をつみ、資質の向上に努める
- 一 会員は、環境保全を担う企業として安全性に配慮し、次の指針に基づき経営にあたらなければならない
 - （一）産業廃棄物処理業許可業者は、適正処理の推進のための技術並びに経営サービスの向上に不断に努める
 - （二）産業廃棄物処理業許可業者は、適正な価格を維持し、市場の健全化に努めなければならない
- 一 会員は、排出事業者はもとより、行政、関係団体、地域住民と広くコミュニケーションを行い、環境に関する情報を積極的かつ公正に開示し、社会の理解と信頼を高めるように努めなければならない
- 一 会員は、暴力団等及びその関係者を排除し、断固とした姿勢で対応する

全国産業廃棄物連合会及び各協会は、不法投棄等不適正処理が発生しないよう未然防止、啓発、教育に努めなければならない

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会